

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

平成16年1月19日（月）に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成16年1月19日（月）午後2時00分から午後4時10分まで

### 2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 家事関係委員（五十音順）

東京都女性相談センター所長	木川幸子
東京都福祉局子ども家庭部長	白石弥生子
東京家事調停協会会長	仲林義雄
東京都社会福祉協議会福祉部長	中村孝一

#### (2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	大石忠生
愛光女子学園長	黒川和子
東京少年鑑別所長	山下武子
東京地方検察庁刑事部長	渡辺恵一

#### (3) 学識経験者等委員（五十音順）

元NHK放送研修センターチーフアナウンサー	遠藤敦子
元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中原鐵治
東京大学名誉教授	松尾浩也

#### (4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀川末子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊藤正義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉井静子

#### (5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	中込秀樹
-----------	------

東京家庭裁判所家事部所長代行

石 田 敏 明

東京家庭裁判所少年部所長代行

長 岡 哲 次

(6) その他

首席家庭裁判所調査官

鶴 岡 健 一

家事首席書記官

小 森 雅 夫

少年首席書記官

矢 野 孝 則

事務局長

中 山 利 典

総務課長

今 村 彰

4 議題

(1) 委員会の運営事項

(2) 東京家庭裁判所の概況説明

(3) 次回以降の予定

5 議事

(1) 東京家庭裁判所所長あいさつ

昨年8月に家庭裁判所委員会規則が新しくなり、また、地方裁判所にも地裁委員会ができました。家庭裁判所では、発足以来家庭裁判所委員会が設置されており、このところ毎年1回ということで開催されており、家庭裁判所の運営に関し、諮問に依じてという形で、運営に反映させていただいてまいりました。御案内のとおり、司法制度改革審議会意見書において、広く裁判所の運営について、国民の意見を取り上げる機関を設けるという御意見があり、そして、

最高裁判所の一般規則制定諮問委員会において、地方裁判所にも委員会を設け、家庭裁判所委員会もこの際やや形式に流れているということで、立て直して自主的な委員会として出発するという方向付けがされて、昨年8月1日に家庭裁判所委員会規則が施行されました。ただ、家庭裁判所委員会の委員の方々には任期がございまして、今年7月31日までの任期の方もいらっしゃるようには、全く新しい委員会というわけではございません。継続してやっていただいております。平成14年の委員会にもかなりの方に御出席していただきましたが、そういう意味では、家庭裁判所委員会はある意味では過去を引きずって、伝統の上に立つ委員会という意味もございまして。家庭裁判所もこの50年、特に最近の制度改正について大変著しいものがあります。今日は新しい委員の方

もいらっしゃいますので、家庭裁判所に様々な御意見を伺うには何といたっても家庭裁判所の運営がどういう現状にあるかということをよく御承知いただいた上で御意見をいただきたいと思えます。本日は議事の進行の方法を決めていただくと同時に、私どもがどんな状況にあるのかということについてぜひ御説明させていただきまして土台をお作りいただき、また御希望の方には当庁の見学をしていただきます。ただ、家庭裁判所は御存知のとおり、非常に密行性があり、家事審判にいたしましても調停にいたしましても、少年審判にいたしましても大変秘密性が高く、一般に公開されない、プライバシーの見地からも、少年の健全育成の見地からも、ある意味で当然ですが、そのために広報という点から見ますと非常に秘密主義でございまして、どうも一般の方々に実情を御承知いただくにはやや不適な手続構造をしておりますとなかなか工夫を要するところで、この辺も御意見を承っていきたいと思えます。その中で進行中の手続をそのまま見ていただくというわけにはいきませんので、だれもない空の部屋から御想像いただくしかないのは、非常に残念です。司法修習生については、当事者などの了解を得て必要最小限で見ていただいております、その辺も非常に神経を使って見るようにということで指導しております。

本日はそういう意味で新しい家庭裁判所委員会は、当庁の第1回ということで、なかなか委員の方々の御都合や私どもの不手際もございまして期日も入りませんで、年を越してしましまして大変申し訳ございません。これから御意見を伺うために家庭裁判所委員会をやらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 委員の自己紹介

(3) 委員長選任

(弁護士委員)

司法制度改革の理念、国民の声をできるだけ裁判所運営に反映させるということ、この委員会は家庭裁判所の諮問にこたえるというのが一つ大きな柱ですので、諮問する側の家庭裁判所の方が委員長になるよりも、法律家でない市民の方々の中から委員長を選出していただいた方が、その趣旨にかなうのではないかと思います。

(学識経験者等委員)

東京家庭裁判所の実態をよく把握するということもあると思いますので、東京家庭裁判所長にお願いするのが筋ではなかろうかと思います。

(学識経験者等委員)

家庭裁判所委員会規則には会務を総理しと規定されており、事務的なことまでいろいろお世話になるということであると、他の方々はそこまで責任を負いかねるのではないかと思います。今回は慣例どおりとしていいのではないかと思います。

(家事関係委員)

委員会の審議経過を含め何らかの形で国民に情報公開されていくことがあるかもしれません。そのときに、委員長は大学の教授や報道関係の立場の委員が国民的感覚で、第三者的でいいのかなと思います。

(学識経験者等委員)

国民の諮問にどうこたえるかという点については、私たち委員がこの委員会にどういう意見を反映させるかということにかかっているのであって、委員長がそれをまとめて、外からの要請に答えるということになれば、どういうふうに答えるかということを委員会に諮っていただければいいのですから、委員会の運営をしていく上での司会に相当する、まとめ役としての委員長は東京家庭裁判所長にお願いしたいと思います。

(家事関係委員)

委員会は新しい形で定義されたこと、また、特に広く国民の意見を反映させるということで新規出発するということ、あるいは所掌事務として当該家庭裁判所の諮問に応じるとともに、家庭裁判所に対して意見を述べるということが委員会の仕事であって、その会を代表するのが家庭裁判所の所長というのは一般的には違うのではないかと思います。しかし、第三者的な方が委員長をやるとしても、今この場で私が推薦するのも難しいことで、先程弁護士委員が言われたように、今日のところの司会進行を東京家庭裁判所長にお願いすることとして、次回にしかるべく人をということであればそれが一番いいのかなと思いました。

(裁判所委員)

対外的には裁判所の所長というよりは、第三者が発表した方が迫力があるの

かもしれませんが、会務を総理しとあるほか、事務局との折衝等で考えますと、裁判所の実情をよく知ってませんと、この議事の進行自体を適切に進めることは難しいのではないかなと危ぐしていますので、諮問の内容に応じては委員長代理が務めるということもあるかもしれませんが、当面は東京家庭裁判所長が委員長に就任し、委員会を始めてはどうかと考えております。

(学識経験者等委員)

様々な御意見がこの席で出たということは意義のあることだと思います。その上で、結論としてはただ今の裁判所委員の御意見に従いたいと思うのですが。

(弁護士委員)

これだけ議論をしたということが大事なことだと思います。もう少し回を重ね、もう少しお互いを知る中で、再検討も考えられるということを条件に、当面は東京家庭裁判所長にお願いしたいと思います。

(異議なし)

#### (4) 委員長代理の指名

(少年関係委員)

法曹以外の方がいいのではないかと思います。

(委員長)

中原委員を委員長代理ということで指名させていただきます。

(異議なし)

#### (5) 議事運営事項

ア 委員会の招集

(委員長)

委員会規則第9条では、家庭裁判所委員会の議事の運営について委員会で定めることになっております。委員会の招集につきましては、委員の方々から申し出がある場合にはいつでも招集いたしますので、委員長が招集するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

イ 議事の公開、議事録の公開等

(委員長)

議事の公開、議事録の公開の点については、議事を一般に公開し、議事録も

発言者の名前も出して公開するというのが一番徹底しているかと思います。その反対に、全く公開しないという考え方。議事概要ということになると、その間ということでしょうか。議事概要は、特に発言者は特定せずに、こういう議事があったと、ホームページ等で公開する、そして後で報道関係者にこういう議論があったと知らせるとというのがこれまでやってきたところです。後は報道関係者にどの程度公開するのかという問題ですが、今までは冒頭で所長あいさつは報道関係者が写真を撮るといようなこともありましたが、今回はどうなるか分かりませんでしたので、特にそのようなことは行っていません。終始、報道関係者が聞いているということもあるでしょうし、様々な公開の仕方があるかと思っております。その点、何か御意見はあるでしょうか。

(弁護士委員)

議事と議事録の公開については、国民が広く意見を述べるという趣旨からすると、できる限り公開していくべきであろうと思います。それを前提にしてどこまで公開を認めるかという問題であろうかと思えます。まず、議事録を報道機関に公開するという事はやるべきではないかと思えます。更に、内容によっては一般公開に適さないというケースも考えられますが、原則的には一般公開可能であればやるべきだと思います。また、ホームページを使って一般に知らせるだけでなく、一般の国民の意見をホームページを使って集めるという形での方向づけをしていくことが公開の問題について必要かと思えます。少なくとも、第一段階として、報道機関に対する議事及び議事録の公開はやるべきであって、例えば委員会終了後に委員長が概要を報道機関に報告するという従来のやり方では足りないのではないかと思えます。

なお、議題の内容にもよりますが、可能であれば、原則的に発言者を特定したものでいいのではないかと思えます。

(弁護士委員)

司法制度全体が変わってくるということで従前の家裁委員会と違うという趣旨を鮮明にするということなどから、家庭裁判所委員会で何が行われ、しかも家庭裁判所が幅広く国民の意見を集約するためにこういうことをしているんだと知らしめるためにも、ただ今の御提案に賛成します。

(弁護士委員)

委員の名簿を見ても、匿名性は全然必要ないと思います。むしろ、きちんとそれぞれの立場、背景、母体で参加されていると思われるので、そういう立場からいろいろな意見が出ていいのではないかと思います。

(学識経験者等委員)

議事の公開については、情報公開の大きな流れにのって、どの会合でも前向きに考えられていると思います。現状において、具体的な方式はいろいろあるわけで、一番完全なものは速記者を入れて議事録を作るということでしょうし、過去には事務局で分かりやすい形に整理した議事概要を作るというものもあり、その他に発言者の名前をどの程度顕名化するかというような違いがあると思います。

(少年関係委員)

私は、発言者を出すことは意味があるかと思いますが、この委員会自体が一つのポストというか、専門性とか、そういうものに従った選任のされ方であり、広く国民全体の各層をというような形になっているように思いますので、各ポストの表示ではいかがでしょうか。

(裁判所委員)

他の審議会に出て議事録を読んだことがあります。膨大な量で読みづらく、発言しているときはきちんと発言しているつもりだと思いますが、読んでみるとどうも筋がおかしくなり、最後だけは言いたいんだろうなと思い、そういうのがたくさんあるのを見ると、そういう議事録を作成する意味があるのかどうか、一般的に概要でいいのではないか。ただ、必要な事項については、どうしてもこれはそれぞれの発言を残しておいた方がいいという場合には残していいのかもしれませんが、通常は議事概要を作成すればいいのかなと思います。それから、将来どういうことがテーマになるか分かりませんが、家事事件でいえば家庭内暴力だとか、微妙な性的な問題を扱うこともある、少年事件も少年の難しい問題もあって、人によって意見が違うところもある、そうすると建前論だけで話し、本音の議論がかえって出にくいのかなと思います。できるだけ率直に議論をして、その上でまとまった部分を公表する方がいいのではないかと思います。

(学識経験者等委員)

ただ今の発言と同意見です。まとめたものがあるというのが一番国民にとっていいと思います。要録を公開すれば同じことではないでしょうか。

(学識経験者等委員)

配られた資料を見た記者がそれに飛び付いて記事にしなければ国民の知る場にはなりません。ホームページはだれでも見ることができるので、実行した方がいいと思います。議論が全部出てしまうと、自分の発言が今証明できる話ではないから、発言を控えてしまう。この委員会で意見が活発に出ないという問題も起きかねない。つまり、公表の仕方が実は大変問題があると思います。大事な問題ならば要約したものを報道機関に配り、あるいは所長や代行が行って報道機関に説明をする。あるいは、この委員会の誰かが行って説明するというのをしないと記事にしてもらえない。国民が知る場所ではなくなってしまおうと思います。

(家事関係委員)

私は、逐語記録でそのまま載せるよりは、議事概要で載せていただいた方がいろいろな意味で読みやすいので支持したいと思います。それから、私もこの委員会で発言する以上は責任をもって発言をしたいと思いますが、例えば私が個人事務所の所長として出ていれば私の発言が組織に帰っても私が責任を取れるのですが、組織の職員という立場で出ているため、その範囲でしか発言できないという制約があり、その辺の事情を御理解いただきたい。

(少年関係委員)

議事概要の方が発言しやすいと思います。また、活発な議論が行われた結果を報告すればいいのではないかと思います。

(家事関係委員)

名前は伏せた方が発言は自由にしやすいです。

(家事関係委員)

この場でどのようなことが論議されるのか予想できないので、一般論でいけば、今の時代公開は当然と思いますが、確かになかなか公開できない部分、あるいは個人名を表すと意見が言えない部分が確かにあるかもしれないと思いますので、当面はそういう範囲で始めるということではないかと思います。

(少年関係委員)

私も今の時代、公開しないわけにはいかないと思います。原則、公開に賛成ですが、議事概要でいいのではないかと思います。私は、半分は組織で半分は個人として来ておりますので、個人名が入らない概要が実用的ではないかと思えます。

(弁護士委員)

先程、学識経験者等委員から個人名ではなく、ポスト名というか、肩書きというか、それは明らかにした方がいいという御発言がありました。個人名ではなく、ポスト名にすれば、こういう分野の人がこういう発言をしたということが分かっていいのではないかと思います。

(家事関係委員)

私の団体の固有名詞が出ればその発言者が特定されるわけで、例えば「〇〇関係者」というようなところでいいのではないかと思います。

(委員長)

どの方面の委員の発言か分かるような形で議事概要を作成し、それをホームページに載せ、報道関係者にも示すと同時に、委員会終了後、報道関係者に対してレクチャーをした方がPRにはいいものですから、やらせていただきたいと思えます。また、従前は、所長あいさつまで報道関係者が来て、写真を撮るということがありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ウ 部会の設置

(委員長)

この人数ですから、まとめて部会を設置しないでやるということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(6) 概況説明（家事事件）

(裁判所委員)

本庁と八王子支部の家事部について御説明いたします。最初に管轄、事件数等の基本的なことを御説明し、その後最近の家庭裁判所の課題あるいは状況について御説明いたします。

まず、管轄とは、どの地域に関係する事件を東京家庭裁判所が処理するかという問題ですが、東京都内ということになります。本庁は23区内の事件、それ以外の事件を八王子支部が担当しています。そのほかに、伊豆大島と八丈島に出張所があり、伊豆大島には2箇月に1回、八丈島には3箇月に1回、本庁から裁判官が出張して事件を処理しています。

事件の動向と特色については、本庁も八王子支部も事件数が増加しており、これを滞りなく処理することに努めているという状況です。本庁では、平成14年の1年間に新たに申し立てられた事件（以下「新件」という。）は、審判事件で約3万5,000件、10年前と比較すると7割増です。調停事件が約8,800件、10年前と比較すると2割増です。平成15年の新件については、正確ではありませんが、平成14年と比較して審判事件も調停事件も1割程度増加しています。八王子支部では、平成14年の新件は、審判事件が約1万4,000件、10年前と比較すると2倍増です。調停事件が約3,600件、10年前と比較すると4割増です。平成15年の新件は、平成14年と比較して審判事件も調停事件も1割程度増加しています。特徴的なことは、事件が増加していることと、そのうち、成年後見事件の増加が著しいということです。調停事件は、相変わらず夫婦関係調整事件が圧倒的に多く、45パーセント程度です。

東京家庭裁判所の体制ですが、概ね専門部体制です。遺産分割事件の調停と審判は、平成14年11月から遺産分割部である家事第5部で専門的に処理しています。平成12年4月1日から、新しい成年後見制度ができましたが、これに対処するため、平成15年4月から後見センターという部署を設け、後見関係事件を最初から終わりまで集中的に処理しています。相続放棄の申述受理事件、子の氏変更事件、保護者選任事件のうち一部のものは一定の要件を具備すれば、直ちに判断が可能であるので、当事者を待たすことなく即日処理態勢を採っております。平成16年4月1日から始まる人事訴訟事件についても、専門的な部署として家事第6部を設置し、審理に当たる予定です。次に、八王子支部ですが、昨年10月から増加する後見事件に対応するため、後見事件を専門的に取り扱う係を設けて処理することとなりました。

最近の家事部の課題、特徴的状況について御説明いたします。事件数は増加

していますが、質を低下させずに適切に処理する必要があると考えています。平成15年4月から設置された本庁の後見センターでは、従来は処理が終わるまで約4箇月かかると言われていたのが、概ね2箇月以内、問題の少ない事案では1箇月以内、かつ鑑定にかかる費用も10万円程度という比較的低額で処理し、非常に高い評価を得ています。この処理の方式を定着させて、これまでに以上に迅速な処理をしたいと思っています。八王子支部においても、後見事件を専門的に扱う係ができて、効果が出始めています。

次に、家事調停官制度について御説明します。本庁家事部では、平成16年1月から5人の現職の弁護士が家事調停官として調停事件を担当することとなりました。任期は2年で、毎週定められた曜日に1日、家庭裁判所に出勤して家事調停事件を担当していただきます。家事調停事件を審理する上では、一般の裁判官と同様の権限を持っています。これまでも弁護士任官という制度がありましたが、家事調停官制度は、現に弁護士として活動されている方が、本業の傍ら、週に1回調停事件を担当するというもので、弁護士としての豊富な経験を生かしていただけるものと思っております。まだ、始まったばかりですが、単に事件を適正に処理していただくというだけでなく、仕事の合間に他の裁判官とか書記官、調査官と自由に意見を交流したり、話をしていただくことによって、我々全体が多くの刺激を受けて、家事紛争の見方、解決策などについて、我々が気付かなかった発想も教えていただけるのではないかと期待しております。

次に、人事訴訟部についてですが、人事訴訟事件が家庭裁判所に移管され、平成16年4月1日から離婚訴訟を中心とする人事訴訟を家庭裁判所が訴訟として審理することになりました。私どもは、長年家庭裁判所が行ってきた調停や審判での事件の処理が一定の評価を受けた表れではないかと思えます。過去の事件数を参考にすると、本庁で約1,000件の人事訴訟事件と約200件の関連する損害賠償請求事件、八王子支部では約300件の人事訴訟事件と約60件の関連する損害賠償請求事件が提起され、更に関連する保全命令事件も一定数提起されることが予定されています。人事訴訟を担当する専門的部署を設けることを予定しております。4月1日を控え、法廷や裁判官室の増設などの物的な準備はもちろんです。審理の手順、いわゆるソフトの部分について

も準備を進めています。裁判官室，書記官室，準備手続和解室が9階に，調査官室や法廷は12階に設置する予定です。これから内部での研修も行われる予定ですが，特に家庭裁判所調査官の活用や参与員の関与などが新しく設けられ，国民の期待の大きな制度を十分生かして，遺漏のない事件処理に当たりたいと考えております。また，事件の処理については，当然弁護士会の協力がなければできないので，3月には弁護士会と意見の交換をしてこちらの準備の状況などもお伝えしたいと考えています。

ここで参与員について御説明いたします。これまでも家庭裁判所には参与員という仕事をする方がいて審判事件に関与していました。今回は，参与員が人事訴訟事件にも関与することができるようになりました。国民の良識を人事訴訟に反映させていこうという制度ですが，東京家庭裁判所では，できるだけ国民の広い層から参与員を選任しようという観点から，かなり広範囲に適任者の推薦依頼をし，面接を行い，相当数の参与員を新たに選任しました。3月には，これらの方を対象とした研修も予定しており，制度の設けられた趣旨を生かすような適切な活用を行っていきたいと考えているところです。

最後に，その他ということで申し上げます。最近の家事部関係の仕事の中で比較的高い評価を得たのは，後見センターにおける低額な費用による後見事件の迅速な処理と，東京と大阪の裁判官が作った養育費・婚姻費用の簡易算定表です。簡易算定表は，当事者双方の収入をもとに標準的な生活費や養育費を一覧表にしたもので，これを公表したことで非常に評判が良かったと聞いております。こういうものを利用して，調停を比較的速やかに適正な額で解決できたということです。評価が高かったということは国民が期待するものとか求めるものがあまり難しい議論というよりか身近な紛争をできるだけ少ない費用，低額の費用で早く適正に解決してほしいというところにあるのかなと思います。その他にも，子どもの奪い合いの紛争，児童虐待の事件，家庭内暴力の事件などについても，迅速で適切な対応が期待されていると思います。できるだけ社会の求めるものを敏感に感じ取って，適切な対応をしていきたいと思っております。

## (7) 概況説明（少年事件）

（裁判所委員）

少年部の概況について御説明いたします。少年部は、本庁が4箇部からなります。第1部と第2部が普通の事件、第3部は私が担当していますが、主として成人の刑事事件、主として児童福祉法違反の事件を担当しています。第4部が主として交通事件を担当しています。八王子支部には少年部が1箇部あります。少年部においても、伊豆大島、八丈島に、年数回出かけて少年審判をしています。

少年審判を担当するスタッフですが、八王子支部を含め裁判官10名、家庭裁判所調査官が約70名、書記官35名、事務官30名で処理しています。

少年事件につきましては、犯行時14歳以上の少年で犯罪を犯した犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした触法少年、それから家出を繰り返すとか、暴力団員と交際していて、将来何らかの犯罪を犯すおそれが高いぐ犯少年が少年保護事件の主たるものです。この少年事件を裁判所の統計の取り方では、一般事件と交通事件という分け方と、一般保護事件と道路交通事件という分け方をしています。交通事件とは、道路交通法違反の無免許、スピード違反等、交通にまつわる業務上過失致死傷等を含みます。業務上過失致死傷等を除いた事件を道路交通事件といいます。これは、処理の特徴等から、東京のように交通部のある裁判所と地方の裁判所のように一緒にやっているところとの違いから出てきます。成人の刑事事件は、少年の福祉を保護する精神に基づいて家庭裁判所に専属管轄があると定められているものです。具体的には18歳未満の少女に援助交際等の名目で売春的なことをやらせたというような事件です。年間約50～60件あります。

少年事件が家庭裁判所に係属する経路としましては、警察から検察庁を経て送致されるのが普通ですが、家出少女等のぐ犯少年については、警察あるいは児童相談所から直接送致されてきます。また、簡易送致があります。これは犯罪事実が極めて軽微であり、その少年について再犯のおそれもない、保護処分も格別必要もないということで、簡易な方式で送致されるものです。中央レベルでは最高裁判所、最高検察庁、警察庁、東京では東京家庭裁判所、東京地方検察庁、警視庁であらかじめ合意している事件です。送致に関しては、少年の身柄と記録の双方が送致される事件を身柄事件と呼んでいます。また、少年の身柄を在宅のまま記録だけが送致される事件を在宅事件と呼んでいます。身

柄事件の送致につきましては、裁判所が少年に対して審問を行い、観護措置をとるかどうかを決定しています。観護措置をとる少年が少年鑑別所のお世話になるということになります。

事件数の動向についてですが、八王子支部を含む東京家庭裁判所の少年事件数は、年間2万1,000件から2万3,000件くらいまでになります。この中には簡易送致事件も含まれていますが、少年事件はほぼ横ばいないし減少の状況にあります。ただ、道路交通事件については、明らかな減少傾向が続いております。非行内容別に見ますと、少年事件のほとんどが窃盗、横領です。横領といっても遺失物等横領で管理者の分からない自転車をそのまま持ち逃げするという事件ですが、これらが全体の約70パーセントを占めます。暴行、傷害、恐喝といった粗暴な事件が10パーセント強であり、殺人、強盗致傷、放火、強姦という凶悪犯は2パーセント弱にとどまっております。東京家庭裁判所の特徴としては、ぐ犯が比較的多く、都会の特殊性かなという感じがしています。都会の特殊性から、当庁に送致されても、少年の親が住んでいる所に移送するという事件が比較的多いという点です。身柄事件が送致されて観護措置をとるのは、一般保護事件のうち約10パーセント程度です。弁護士のほか、少年友の会や扶助協会に付添人の選任をお願いする事件が年々増加しています。未済事件は、数年前と比較すると格段に減少しており、順調に行っています。

事件処理の流れについては、事件が係属すると、書記官が年齢、管轄等を審査した上で、裁判官が記録に基づき、非行事実について法的な調査をします。その上で、非行事実について多少争い等があってもほぼ間違いないということであれば、調査官に対し調査命令を出します。これを受けて調査官が少年や保護者を呼び出して、その少年について要保護性等についての社会調査を行います。調査官から処分意見を含めた調査報告書が提出されますと、それに基づいて裁判官が審判に臨みます。そして、身柄事件については、少年鑑別所から少年の心身に関する鑑別結果も送付されてきます。少年事件の審判は、事実争いがなければ、一般的には、観護措置は、1単位14日ですが、この更新を1回行い、4週間以内に最終処分を決定するという経過をたどります。

処分の内容を見ますと、平成14年の一般事件についてですが、調査官による調査活動を通して訓戒等の保護的措置を講じた上で、審判までは開かないで

終了させる審判不開始が約70パーセント、審判を開いて裁判官による直接の訓戒等の保護的措置を講じた上で格別の処分はしないという不処分が約6パーセント強、保護観察に付するものが9パーセント、少年院に送致するものが約2.3パーセント、児童自立支援施設に送致するものが約0.2パーセント、検察官に送致して刑事被告人などと同様に刑事処分を受けさせるものが約0.5パーセント、移送等が約12パーセントとなっております。また、最終処分ではなく、中間的処分として少年を調査官の試験観察に付した上で適正な処遇は何かということを探ることもします。その場合に、補導委託といって少年の身柄を民間の施設に預けるということもあります。次に、抗告といって、処分に対する不服申立ての状況ですが、少年院送致や児童自立支援施設送致という身柄の収容処分に対するものがほとんどです。この身柄収容処分の約15パーセント前後について抗告申立てがなされている状況です。処分内容が少年について最も適正であるということに臨んでいます。審判の仕方ということについても不満を残さず納得が得られるように心掛けています。

最後に、先般の改正少年法関係についてですが、平成16年3月末をもって改正少年法施行後丸3年を経過するわけですが、その運用状況について御説明いたします。平成15年10月末の数字ですが、事実認定手続の適正化に関するものについては、裁定合議事件が33件と全国的数値のうちの相当多数を占めています。いわゆる少年鑑別所送致、これは観護措置のことですが、この決定に対する異議の申立てが63件、全国との比較では少し多いかなというのが特徴です。この63件のうち、異議申立てのとおり取消しとなったものが2件あります。二つ目の処分の見直しに関する改正点、いわゆる少年法第20条第2項の逆送対象事件は13件係属し、そのうち検察官送致が5件、少年院送致が8件となっています。この割合については、合計13件という基本の数が少ないので、その評価はまだ早いかなと思っています。刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げた点に関する運用例は、当庁にはまだありません。全国的には2、3件と聞いております。最後に被害者に対する配慮の点に関しては、相当数のものが実施されております。記録の閲覧・謄写、意見聴取、結果通知といずれも相当数が実施されておまして、改正の点はうまく進んでいるのかなという感じがしております。

(8) 概況説明に対する質疑応答

(弁護士委員)

少年事件における本庁と八王子支部の割合はどのくらいですか。

(裁判所委員)

本庁を1とすると、八王子支部は0.6くらいです。本庁は4箇所、八王子支部は1箇所と差があり、4箇所全部3人そろっているわけではありませんが、八王子支部の方が少しきついなという感じです。

(弁護士委員)

後見センターで鑑定費用が10万円程度という御説明でしたが、八王子支部では5万円でもやる場合がありますが、本庁では5万円ではできないのでしょうか。

(裁判所委員)

後見センターができる前に、私が担当した事件の中には5万円で鑑定をお願いしたものもありますが、逆に医師からは、どんな事件でも10万円はひどいではないかという不満もあります。ただ、特殊な事件については御相談してくださいと言っています。

(学識経験者等委員)

人事訴訟が移管されますが、少年の福祉を害する成人の刑事事件について、少年が他の少年の福祉を害した場合には地方裁判所の管轄になるという矛盾した感じがあるのですが、いかがですか。

(裁判所委員)

他の少年の福祉を害する非行で検察官送致になった少年で、当庁に起訴された事例がありました。人事訴訟が家庭裁判所に移管になるのだから、家庭裁判所の成人事件も、もう地裁にという御意見もあろうかと思いますが、まだそこはあまり議論になっていないというのが実情です。

(弁護士委員)

1箇所増設というのは、従来の裁判官枠を超えた枠で作るということですね。

(委員長)

地裁からもってくるということです。

(弁護士委員)

裁判官室，書記官室，準備手続室は9階，法廷は12階ということですが，9階は少年部の事件受付とかがあると思います。従前のところが手狭になるということはないのでしょうか。また，12階では，遺産分割部で，調停室等が縮小されて，影響はないのでしょうか。

(事務局長)

裁判官室，書記官室，準備手続室2部屋を予定しています。厚生室を縮小して他の階へ持っていくとか，裁判所委員が言われた人数を想定した裁判官室，書記官室をそこへ設置する予定です。法廷は同一階とし，12階に予定しています。一部調査官室を会議室として使っていたところへ移転して，そこへ法廷を設けたり，12階の大きな調停室を法廷にし，その分倉庫仕様の部屋を調停室にしようかということを考えております。工事は2月初めから始め，3月一杯で終わらせる予定です。本来的にはどこかにスペースがあればいいのですが，現状のスペースの中で作らざるを得ず，職員に我慢してもらい，その分を法廷等に回さなければいけないと思っています。法廷は2箇所のほか，ラウンドテーブルの法廷1箇所を設置する予定です。

少年の法廷が9階にありますので，人事訴訟事件で大きな事件等があれば，その少年の法廷も利用することになるかと思っています。

(委員長)

成人の刑事事件で使っている法廷が9階にあり，それもある程度使いますので，法廷としては4箇所ということになります。

影響がないようにやっております。ただ，会議室が狭くなったり，調停室を他に動かして少し狭くなったりはしますが，調停室の数は現状を維持しますので，何とかやれるのかなと思っています。

#### (9) 第2回以降の議事内容及び期日の指定

(弁護士委員)

委員会の開催回数ですが，少なくとも年4回程度は開催していただければと思います。

ただ今，概要的なものは御説明いただきましたが，やはり人事訴訟の移管の直前ということで，どのような状況になっているのか御説明をいただき，どういう事件が人事訴訟として家庭裁判所に移管されるのか，遺産の前提問題も家

裁で扱うのかと誤解をされている部分もあるかと思うので、どういうものが家庭裁判所に移管されるのかということのをこれからの家庭裁判所における人事訴訟事件の進行について御説明願いたい。

(裁判所委員)

人事訴訟に関し、3月4日(木)に東京三弁護士会と事務打合せを行う予定です。

(弁護士委員)

開催回数ですが、年2回では忘れたころにやってくるということになります。国民の声を反映させるということを考えますと、4回程度は開催するのが相当と思います。

(裁判所委員)

御説明する側としましては、人事訴訟がある程度動き始めてからの方がいいのではないかと思います。

(弁護士委員)

東京家庭裁判所のホームページで広報する予定はありますか。

(委員長)

どういう体制で行うかはホームページで出すのでしょうかね。

(少年関係委員)

広報が一番問題かなと思います。家庭裁判所の人事訴訟で何を扱うのか、弁護士も知らない。もう少し分かりやすい工夫されたものをホームページに掲載されてもいいのかなと思います。立ち上げと同時にできるだけお考えいただきたい。

(委員長)

3月の後半になれば、かなり人事訴訟部の構想も固まっていると思います。人事訴訟の体制も含めて、後見センターの現状だとか、遺産分割部の現状、あるいは少年部の現状など、担当している裁判官から御説明をさせていただくことも考えておりますが、そういうことでお聞きなってもよろしいということであれば、次回は3月24日(水)午後2時といたします。

(異議なし)